

社会保険労務士試験の受験資格の拡大について

全国社会保険労務士会連合会
試験センター

今般、標記について全国社会保険労務士会連合会会長宛に厚生労働省より通達が発出されました。

これに伴い、第42回（平成22年度）社会保険労務士試験より新たに認められた学校・国家試験などを受験資格として認めることとなりましたので、お知らせいたします。

受験資格拡大の要旨（詳細はこちらを参照）

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者及び社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者について、第42回（平成22年度）試験より、次の学校・資格試験等が追加された。

新たに認められた学校・国家試験（詳細はこちらを参照）

1．厚生労働大臣が認めた学校等

- (1) 美容師養成施設、理容師養成施設（いずれも学校教育法による高等学校の卒業者を入学資格とする修業年限2年以上のもの）。
- (2) 言語聴覚士学校、同養成所

2．厚生労働大臣が認めた国家試験（以下は抜粋。詳細はこちらを参照。）

(1) 採用試験等

国家公務員 種（行政事務及び税務に限る。） 外務省専門職員、国税専門官、衆議院・参議院事務局職員（～種）防衛省職員（～種。一般事務に限る。） 自衛官（2等陸・海・空士） 自衛隊幹部候補生、入国警備官、皇宮護衛官、裁判所事務官（～種） 家庭裁判所調査官補（種） 刑務官、法務教官、国立国会図書館職員（～種）など

(2) 資格試験

司法書士、土地家屋調査士、学芸員、中小企業診断士、情報処理技術者（一部を除く） 気象予報士など